■カンガループレゼントプログラム規定

第1条(目的)

本規定は、西濃運輸株式会社(以下「SEINO」という。)と会員規約に定めるクレジットカード会社(以下「カード会社」という。)との提携により発行する「SEINOカンガルークラブカード」(以下「本カード」という。)の利用に応じ、SEINOが本カードの会員(以下「会員」という。)に対し提供する特典(以下「カンガループレゼントプログラム」という。)の内容とその特典を受けるための条件を定めたものです。

第2条 (カンガループレゼントプログラム)

カンガループレゼントプログラムとは、会員が本規定により、SEINOから所定の商品(以下「プレゼント商品」という。)を受け取る事ができる制度です。プレゼント商品は、会員が本カードにより信用販売を受ける商品・役務等の購入を行った場合、その購入金額(以下「カード利用代金」という。)に応じて、SEINOから付与されるポイント(以下「ポイント」という。)の残高にもとづき選定されるものとします。

ただし、会員が本カードの会員資格を喪失した場合は、カンガループレゼントプログラムを利用する ことはできません。また、本カードではカンガループレゼントプログラム以外のカード会社が提供す るポイントプログラムを利用することはできません。

第3条(ポイントの付与対象)

前条のカード利用代金には、キャッシングサービス・各種ローン・本カードの年会費・保険掛金その 他所定のものは含まれないものとします。

第4条 (家族会員のカード利用代金)

家族会員のカード利用代金は、ポイントの付与に関して、当該会員の属する本人会員のカード利用代金と見なし、そのポイントは、本人会員に付与されるものとします。

第5条(ポイントの付与日)

ポイントは、毎月所定日にカード会社所定の方法により締め切られたカード利用代金に応じて、当月内の所定日に本人会員に付与されます。

第6条(ポイントの取り消し)

本人会員またはその家族会員の商品・役務等の購入の取り消し等により、カード利用代金の全部または一部が取り消しされた場合、その取り消し額に応じたポイントも、SEINO所定の方法により取り消しされるものとします。

第7条(ポイントの計算)

本人会員のポイントは、毎月の所定日にカード会社所定の方法により締め切られたカード利用代金に 応じて、次のとおり計算され①と②の合計ポイントが付与されます。

- ① カード利用代金の合計金額(1,000円未満は切り捨て)に対し、1,000円を単位とし、これに百分の一を乗じて得られるポイント。
- ② SEINOおよび別途指定されたその他加盟店において、指定された商品・役務等の購入のカード利用代金の合計金額(100円未満は切り捨て)に対し、100円を単位とし、これに百分の三を乗じて得られるポイント。

第8条(ポイントの蓄積とポイント算定期間)

初回のポイント算定期間は、会員の入会月から翌年の同月までとし、その翌月をポイント還元対象月

(以下「還元対象月」という。) とします。

尚、ポイント算定期間を超過しかつ還元の対象とならないポイントについては、該当の算定期間終了 時に自動的に消滅するものとします。

第9条 (ポイントの通知)

SEINOは、会員に対して付与するポイント数および蓄積された有効なポイント残高等は、当該会員に対して送付するご利用代金明細書上に表示し、通知するものとします。

第10条(還元の決定)

- ① SEINOは、会員への還元に際し、所定の審査を行い、その還元実施の可否を決定するものと します。
- ② 会員もしくは家族会員が還元申請に関し不正・虚偽の行為をしたとSEINOが認めた場合、または本規定・本カードの会員特約もしくはクレジットカードの会員規約を遵守していないとSEINOが認めた場合に、当該会員への還元を拒否または留保する事ができるものとします。

第11条(還元対象となるポイント残高)

還元対象となるポイント残高は、前条にもとづく還元決定後のポイント算定期間終了時での有効なポイント残高(以下「有効ポイント残高」という。)となります。この為、予め会員に対して通知されたポイント残高と異なる場合があります。

第12条 (ポイントにもとづく還元)

- ① SEINOは、次の各号の条件の全てを満たした会員に対し、第8条に定める還元対象月の末日までにSEINO所定のカンガループレゼントカタログを送付します。それに伴う会員の申請に対し、申請を受けてより1ヶ月以内を目処に、該当プレゼント商品を御希望のお届け先までカンガルー宅配便にて送付します。
- (1) 有効ポイント1,500ポイント以上である事。
- (2) 前号の有効ポイントの内、第7条第2項により付与された有効ポイントが150ポイント以上ある事。
- (3) 会員が還元対象月に会員資格を有している事。
- ② ポイント算定期間内に於いて還元の対象となる有効ポイントは60,000ポイントを上限とします。
- ③ ポイントの有効期限は、カンガループレゼントカタログ発送日より6ヶ月間とします。

第13条(公租公課)

カンガループレゼントプログラムにより還元を受けたプレゼント商品について、公租公課が課せられる場合、会員は、当該公租公課を負担するものとします。

第14条 (ポイントの消滅)

会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に蓄積されているポイントは、全て自動的に失効するものとし、本規定もしくはカンガループレゼントプログラムにおける権利・義務の全ても自動的に消滅するものとします。

第15条 (SEINOからの委託)

会員は、ポイントの付与・蓄積・告知・還元等に関する事務処理をSEINOからの委託にもとづき、カード会社が行うことを予め承認するものとします。

第16条 (権利の譲渡等)

会員は、理由の如何を問わず、カンガループレゼントプログラムにおける権利・義務を他人に貸与・

譲渡・担保提供し、または相続させる事はできません。

第17条 (カンガループレゼントプログラムに関する疑義等)

ポイントの有効性、ポイント数、還元商品並びに申請資格に関する疑義、その他カンガループレゼントプログラムの運営に関して生ずる疑義は、SEINOにおいて決定し、会員はその決定に従うものとします。

第18条(終了・中止・変更等)

- ① SEINOは、予告なしにカンガループレゼントプログラムを終了もしくは中止し、または内容を変更する事ができるものとします。
- ② SEINO は、第7条に定めるポイント算定に係わる換算率、第12条に定める還元に係わる換算率 を、予告なしに、いつでも変更できるものとします。
- ③ 本条第1項および第2項により、会員に損害を生じた場合にも、SEINOおよびカード会社は 一切の責任を負いません。
- ④ カンガループレゼントプログラムの内容は、日本国の法令等の下に規制される事があります。